

香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱

1 趣旨

この要綱は、香川県地域密着型サービス外部評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）5の(1)の規定に基づき、評価機関の具体的な要件及び選定手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 評価機関の要件

- (1) 法人であること。
- (2) 評価を適切に行う能力を有する評価調査員を、必要数確保していること。
- (3) 認知症介護に関する学識経験者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者等の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。

評価審査委員会は、実施要綱別紙2の6の(3)のただし書きによる場合のほか、1年に1回を目途として定期的開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。

- (4) 実施要綱7の(1)の評価結果等について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」に掲載して公表する体制がとられていること。
- (5) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
 - ア 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAMNETによる情報公開等を盛り込んだ外部評価実施要領（実施要綱別紙2参照）
 - イ 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書の参考例（実施要綱別紙3参照）
 - ウ その他県が定める書類
- (6) 次のように公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、外部評価を行うことが不相当と認める事由がないこと。
 - ア 当該法人が自ら認知症対応型共同生活介護事業所を設置・運営しているとき。
 - イ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、認知症対応型共同生活介護の事業者又は従業者によって占められているとき。
 - ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。
- (7) 県内全域を実施地域とすること。

3 評価調査員の要件

- (1) 評価調査員は、県が指定した法人が実施する調査員養成研修を受講しているものであること。

ただし、他の県又は指定する法人において実施された調査員養成研修又は関連の研修（認知症介護実践研修（旧実務者研修を含む）、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあつては、カリキュラムの全部又は一部が重複している場合には、当該部分を受講していなくてもこの要件を満たす。

したものとして取り扱うことができる。

なお、県が指定した法人の指定手続及び調査員養成研修項目については、別に定める。

(2) 次のように評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うに当たって、不相当と認める事由がない者であること。

ア 認知症対応型共同生活介護事業所を運営している者。

イ 認知症対応型共同生活介護事業所に勤務している者。

ウ 認知症対応型共同生活介護事業者により組織される団体の役職員。

4 評価機関の選定手続等

(1) 県から評価機関としての選定を受けようとする法人は、外部評価機関選定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請するものとする。

① 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本

② 評価調査員名簿

③ 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書

④ 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書

⑤ 評価手数料及びその算定根拠

⑥ 評価調査員養成研修に関する内容を定めたもの

⑦ 外部評価実施要領及び事業者との間で締結する契約書

⑧ 組織体制図

⑨ その他県において必要と認める書類

(2) 知事は、前記の申請内容を審査し、評価機関として適当と認められる場合は、外部評価機関選定通知書（様式2）にて評価機関選定の通知を行う。

(3) 県は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料等について、ホームページ等を活用し、広く情報提供するものとする。

5 変更の届出

(1) 評価機関は、選定を受けた後に4の(1)の内容のいずれかに変更が生じたときは、すみやかに外部評価機関変更届書（様式3）に必要書類を添付して知事に届け出るものとする。

(2) 県は、変更の届出内容を審査した結果、必要があると判断した場合には、変更内容についてホームページ等を活用し、広く情報提供するものとする。

6 廃止の届出

(1) 評価機関は選定を受けた後に評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに外部評価機関廃止届書（様式4）により廃止の理由を付して知事に届け出るものとする。

(2) 県は、前記の届出を受理したときは、当該機関の廃止について、ホームページ等を活用し、広く情報提供するものとする。

7 調査等

- (1) 県は、適切に評価機関を監督指導するものとし、現に外部評価業務を行っていない場合、選定した評価機関がその要件を欠くに至った場合、その他公正中立な立場で評価を行うのにふさわしくないとと思われる状況が生じた場合には、選定を撤回するものとする。
- (2) 前記(1)の手続等については、次のとおりとする。
 - ① 県は、選定した評価機関について、毎年、外部評価業務の実施件数、評価結果等を把握するため、外部評価実施報告書（様式6）の提出を求めるとともに、必要に応じて、選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。
 - ② 評価機関は、前記の調査等がなされるときは、積極的にこれに協力するものとする。
 - ③ 県は、現に外部評価業務が行われていないとき、又は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には選定を取り消すものとする。
 - ④ 前記の選定の取り消しに当たっては、外部評価機関取消通知書（様式5）により通知しなければならないものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

香川県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

電話番号

印

外部評価機関選定申請書

外部評価機関として選定を受けたいので、香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱 4 の(1)に基づき、申請します。

記

添付書類

- 1 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
- 2 評価調査員名簿
- 3 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書
- 4 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
- 5 評価手数料及びその算定根拠
- 6 評価調査員養成研修に関する内容を定めたもの
- 7 外部評価実施要領及び事業者との間で締結する契約書
- 8 組織体制図
- 9 その他県において必要と認める書類

様式2

第 号
年 月 日

法人所在地
法人名称
代表者 様

香川県知事 印

外部評価機関選定通知書

年 月 日付けで申請のあった外部評価機関選定申請について、香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱4の(2)に基づき、次のとおり外部評価機関として選定したので通知します。

記

- 1 外部評価機関の名称
- 2 外部評価機関の住所
- 3 選定年月日

様式3

年 月 日

香川県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

電話番号

印

外部評価機関変更届出書

年 月 日付け 第 号にて選定のあった外部評価機関の内容に変更がありましたので、香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱5の(1)に基づき、下記のとおり変更内容を届け出ます。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更年月日 年 月 日

3 変更理由

4 変更内容が確認できる書類

様式4

年 月 日

香川県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

電話番号

印

外部評価機関廃止届出書

年 月 日付け 第 号にて選定のあった外部評価機関について、香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱6の(1)に基づき、次のとおり廃止したいので届け出ます。

記

1 廃止予定年月日 年 月 日

2 廃止理由

様式5

年 月 日

法人所在地

法人名称

代表者

様

香川県知事 印

外部評価機関取消通知書

年 月 日付け 第 号により選定した外部評価機関としての選定を、香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱7の(2)④に基づき、取り消します。

記

- 1 外部評価機関の名称
- 2 外部評価機関の住所
- 3 取り消し年月日
- 4 取り消しの理由

